

かつ大きすぎる「将来的リスク」が発生するとして一時金一括払い方式の優位性を解く見解と、「将来的リスク」をカバーするために担保供与制度の立法的創設や信託制度の活用等、一定の手当てを制度的に構築することで問題の解決を図ろうとする見解（佐野/2002、中園/2008）がある。

④定期金賠償方式を「命日払い」として活用することの是非

⇒加害者（被告）に事件ないし被害者の存在、または事件に伴う責任、被害者遺族の悲しみの気持ち等、を「忘れさせないため」という「事実上の懲罰的意味合い」を込めて定期金賠償方式を活用することの是非。肯定判例は、「権利の濫用に当たらない限り、処分権の範囲内」としてこれを認める。他方、否定判例は、実際には損害保険会社から保険金が支払われることに着目して「懲罰的意味合いは事実上のものにとどまり、実際の意味を見出せない」として否定するものと、「紛争の一回的解決」要請に反するとして否定するものの両方がある。

3. 検討：聴き取り調査の結果から見えてくるもの

*紹介した判例のうち、①、⑩、⑪の訴訟原告当事者（被害者遺族両親）、事例①の原告代理人弁護士、事例⑩の原告代理人弁護士および被告損害保険会社側代理人弁護士に対して、聴き取り調査を行った。各調査の実施時期は、以下の通り。

事例①原告当事者・・・2006年9月2日、2007年10月6日・7日、2008年1月25日

事例①原告代理人弁護士・・・2008年3月4日

事例⑩原告当事者・・・2008年2月17日

事例⑪原告当事者・・・2008年2月26日

事例⑩原告代理人弁護士および被告損保会社代理人弁護士・・・2008年3月3日

(1) 事例①の場合

【事案の概要】

死亡逸失利益につき定期金賠償方式による損害賠償を求め、認容されたリーディングケース。事案は、1999（平成11）年11月28日、東名高速上で飲酒運転の大型トラックが乗用車に追突・炎上、被害者遺族両親の目の前で幼い子ども2人が焼死した事件。被害者遺族両親が後に法改正を求める署名活動等を展開、刑法に危険運転致死傷罪を新設する契機となった事案である。

【訴訟当事者が求めた裁判（訴訟への意味づけ）】

- ①長年にわたって償ってほしい（加害者には生涯にわたって償ってほしい）*懲罰的*
- ②事故の悪質さを十分に考慮してほしい（両親の目の前で生きながら焼き殺されるという事故の凄惨さ）
- ③運送会社の責任を認めてほしい

【定期金賠償を求めた理由】

- ①一時金方式による一括払いの結果、「生命の値段」として高額の賠償金を手にすることへの忌避感。
- ②中間利息控除に伴う法定利率と実勢利率の乖離問題を法廷で争うことに対する強い違和感。同問題を避ける手法としての「定期金賠償」方式選択、という一面。
- ③定期金賠償により命日毎の長期間にわたる支払いが可能となることについて、「償い」としての意味づけを求め、心情と合致した、という一面。

【判決に対する評価】

- ①判決ではほぼ主張が認められた結果、「血の通った判決」と評価。
- ②被告（加害者）の死亡に伴うリスク、損保会社が倒産するリスク、その他、定期金賠償方式の選択に伴う将来的リスクは十分に理解した上で、なお、定期金賠償方式による賠償に価値を見出している（「そもそも、私たちにお金は必要ない」）。
- ③「実より名をとった判決」との位置づけ。定期金賠償に基づく実際の賠償金が損害保険会社を経由して振り込まれることについては、「自腹による賠償は期待していない。保険会社から振込みがあれば、その都度、被告（加害者）に対して、『受け取りました』という一筆を手紙なりハガキなりで伝える機会が生まれる。そうした『機会』が残されていることに、大きな意味を見出している」とコメント。*原告の訴え*
- ④他の遺族に対しては、保険会社を必ず被告に加えること、「実より名をとる覚悟があるか」を条件に、定期金賠償方式の活用を「ひとつのオプション」として勧めることもあり得る、という姿勢。*「が実より名をとる覚悟があるか」とある*

(2) 事例⑩の場合

【事案の概要】

2000（平成12）年11月28日、岩手県二戸市で集団登校中の小学生10人の列に反対車線から飲酒運転の軽自動車が入り込み、小学1年生の女の子、小学4年生の男の子、合わせて2人が死亡した事例。被害者遺族両親（小学1年生の女の子の遺族両親）は、事例①の被害者遺族両親の誘いを受け、危険運転致死傷罪創設を求める署名活動にも参画した。